

令和3年(2021年)1月14日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

緊急事態宣言の発令に伴う市内小中学校の対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言が京都府に再発令されたところですが、京田辺市立小中学校につきましては、現時点で臨時休業や登校自粛要請は行わず、感染予防対策に留意しながら、通常の教育活動を継続します。

ただし、児童生徒または教職員に感染者・濃厚接触者が確認された場合は、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

記

1 児童生徒または教職員に感染者が確認された場合

保健所による濃厚接触者の特定や検査、施設の消毒に必要な日数を臨時休業とします。

2 児童生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合

保健所から濃厚接触者に特定された児童生徒は出席停止、教職員は自宅待機とします。期間は、保健所が指定した期間とします。

3 学校への連絡について

- ・お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
- ・また、PCR検査の結果が判明次第、改めて学校に報告をいただきますようお願いいたします。

4 その他

- ・お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いいたします。
- ・留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。

◎今後状況の変化があった場合は、市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。